



申請が必要な人は10月31日 **木** までに手続きを 児童手当の申請をお早目に！

問い合わせ こども政策課 ☎229-3155 FAX229-3451

児童手当制度が10月分から改正されました。新たに受給対象となる場合、市への申請が必要です。申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。10月31日までに手続きをした場合は、12月から改正後の額で支給します。

改正に係る手続きの最終期限は、来年3月31日(必着)です。最終期限を過ぎると、令和6年10月分に



さかのぼって手当の支給や多子加算の適用ができず、認定請求書等を市が受け付けした月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。なお改正により支給額が変わるものの申請等の手続きが不要な人には、11月下旬に額改定通知書を送付します。

また、例年10月に郵送していた児童手当支払通知書(はがき)は、今後は送付しません。児童手当の支払証明が必要な場合はお問い合わせください。

	改正前(9月分まで)	改正後(10月分から)
受給対象	中学校修了前までの児童(15歳の年度末まで)	高校生年代までの児童(18歳の年度末まで)
所得制限	あり	なし
手当の月額	3歳未満…1万5,000円 3歳～小学校修了まで…第1子・第2子：1万円、第3子以降：1万5,000円 - 中学生…1万円 - 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満…5,000円 - 所得上限限度額以上…支給なし	3歳未満…第1子・第2子：1万5,000円、第3子以降：3万円 3歳～高校生年代…第1子・第2子：1万円、第3子以降：3万円
支給月	年3回…2月、6月、10月 (各前月までの4カ月分を支払い)	年6回…偶数月(各前月までの2カ月分を支払い) ※改正後の最初の支給は令和6年12月
多子加算の対象	高校生年代までの児童(18歳の年度末まで)	子が3人以上おり、親が経済的負担をしている大学生年代(18歳～22歳の年度末)の子がいる場合、大学生年代の子も対象 ※「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要

手続きが11月1日以降になった場合

- 現在児童手当や特例給付を受給中の人…改正前の額で12月に振り込み、差額分を来年2月以降に支給
- 現在児童手当や特例給付を受給していない人…来年2月以降に支給



白山総合文化センター開館20周年記念

NHKラジオ「上方演芸会」公開収録



問い合わせ 白山総合文化センター ☎262-5893 FAX262-5445

12/20 金 18:30~20:00
白山総合文化センターしらさぎホール

上方芸人による漫才、漫談など、上方ならではの話芸の数々をお届けします。

出演(予定) アメリカザリガニ、アルミカン、タージンほか

申し込み NHK津放送局ホームページから

締め切り 11月8日(金)

※応募は1人につき1件

※未就学児の入場はご遠慮ください。



NHK津
ホームページ

※応募多数の場合は抽選の上、当選者には11月20日(水)頃に入場整理券(1枚につき2人まで入場可)を郵送し、落選者には11月21日(木)にメールで連絡します。

※NHKは、応募の際にいただいた個人情報を、抽選結果の連絡のほか受信料に関する案内等に利用します。

※都合により出演者の変更もしくは公演を中止する場合があります。